

プラットフォームサービスに関する研究会
利用者WG

ガイドライン（案）の事例 に対する業界ヒアリング

2022年12月2日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

業界ヒアリングにあたって

MCFでは、これまで総務省の「スマートフォンプライバシーニシアティブ（SPI）」の主旨と取り組みに賛同して「アプリケーション・プライバシーポリシー」のガイドラインを策定するとともに、会員以外の一般にも広く公開することでSPIの普及に寄与し利用者情報の適切な取扱いを促進してきました。

また、モバイルコンテンツ分野のプライバシーマーク審査機関として、プライバシーマーク制度における「スマホ等の利用者情報の取扱い」を策定して、個人情報にとどまらず利用者情報の適切な取扱いにも貢献してきております。

今回の取り組みの主旨については賛同するとともに、官民連携に積極的に寄与していきたいと考えるため当団体の意見を真摯にご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

総論①

- ▶ ガイドラインの検討を深めるため、法規制の目的について
 - ▶ 特に利用者を与える根源的なリスクとは何か
 - ▶ 保護すべき人権とは何か
- ▶ 最新のインターネット・サービスでは、様々な機能、サーバー等を組み合わせて利用者に高度なサービスと利便性を提供している。（第二次とりまとめ（案）が示すとおり）そのため内と外を縦割りの的にわけるとテレコムの発想ではなく、Data Free Flow with Trust（DFFT）のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的にわけて考える思想が必要。
 - ▶ 利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは、事業者、利用者双方に過度な負担を与える。

総論②

- ▶ エンフォースメントのある省庁のガイドラインと柔軟性のある業界団体ガイドラインによって共同規制が機能することが有効
 - ▶ 事例の掲載にあたり、以下のような注記を記載することを提案する。
「最新の事例等については、適時業界団体のガイドラインを参照すること」
- ▶ 明確性の原則で過度に詳細を規定することは、ローラグを発生させて不確実性へ対応が困難となるため、一般化が必要である。
- ▶ 比例性の原則を援用したバランスをとった施策が必要

利用者の「なんとなく不安（主観）」への対応

- ▶ 明確性と安定性が求められる法規制だけでは対応は困難
 - ▶ エンフォースメントの有効性と弊害を考慮すべき
- ▶ 啓発・教育と規制要素では法と社会規範、市場、アキテクチャが連携した取り組みが有効では。
 - ▶ 人の行動に影響を与える要素（規制）は、「法」、「社会規範」、「市場」、「アーキテクチャ」に分けられる。
 - ▶ Lawrence Lessig（山形浩生 訳）（2007）『CODE VERSION2.0』

●-2-3 容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項 アプリケーションを利用する場合の記載例（P10）

【記載例】

アプリケーションの起動直後に表示される画面内に表示されるメニューボタンから、「通知等すべき事項」があわせて記載されたアプリケーション・プライバシーポリシー等へ、利用者の操作によって遷移することができるようにする。

【理由】

総務省SPIの策定にともない、モバイルコンテンツ業界として、利用者情報の利用の透明性を確保するために、アプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインを策定する等により普及に尽力してきた。

また、当該取組は、スマートフォンのプラットフォーム事業者のグローバルで適用されるガイドラインにも掲載されており、利用者にとっても事業者による利用者情報の利用状況を把握する上で、合理的に視認可能な方法であると考えます。

●-3-1 通知等を行うべき事項（第●条第5項関係） (3) (1)の情報の利用目的について、

【意見】

「送信先のウェブページのリンク先で表示される通知等すべき事項の概略を併せて示すことが望ましい」としても、送信先のウェブページ内の記載は複雑なものも多く、概要をどのように書くかは送信元となる事業者の理解、解釈により、通知すべき事項が同等であるにもかかわらず各社ごとに内容に違いが生じることが予想され、利用者にとっても却って分かりづらい記載になるのではないかという懸念がある。

そのため、本ガイドラインで具体的な記載例を定めるのではなく、事業者団体ごとに「通知等すべき事項の概略」等の記載レベルを検討してことを推奨すべきと考える。

●-3-2 通知等を行うことが望ましい事項 アプリケーション・プライバシーポリシーでの記載例

- 組み込んでいる情報収集モジュールの名称：Aサービス
- 情報収集モジュール提供者（利用者に関する情報を取り扱うこととなる者）の名称：A社
- 取得される情報の項目（送信されることとなる利用者に関する情報の内容）：
交通データ、場所、サーバーログ、お客様がアクセスして使用する当社ウェブサイトのリソース、IP アドレス、オペレーティングシステム、ブラウザの種類
最新の情報については、以下URLに記載のプライバシーポリシーにおける「当社が収集するお客様に関する情報」の箇所をご確認ください。
- 利用目的：当サービスの広告効果測定のために利用します。
- 第三者提供の有無等：
情報収集モジュール提供者（利用者に関する情報を取り扱うこととなる者）に提供されます。
- 情報収集モジュール提供者（利用者に関する情報を取り扱うこととなる者）のプライバシーポリシー：<https://www.abc.com>
- その他：オプトアウトの機会を提供していません。

真に必要な情報の事例について

	真に必要な情報の該当性
広告・マーケティング	×
アクセス分析	×
クロスデバイストラッキング	×
ソーシャルメディアトラッキング（ソーシャルプラグイン含む）	×
コンテンツ・サービス（利用者が希望して提供するもの）	○
利用者の嗜好（ユーザーインターフェースをパーソナライズするためのもの）	○
ビデオ・楽曲のストリーミング	○
ユーザー認証	○

「真に必要な情報の事例」の根拠と基本的な考え方について

- ▶ 法規制の目的としての利用者の根源的なリスクと保護すべき権利とは
 - ▶ 大規模に、自動的、継続的に、多様な手段で利用者情報を収集分析することで、個人の意思を不当にコントロールするリスクから利用者の選択の自由を保護する。
- ▶ 利用者に希望したコンテンツ・サービスでの利用において過度な確認・同意を求めることは、確認・同意疲れを引き起こすためマイナス面が大きい。
- ▶ EU等のグローバルな規律との整合性を考慮